

7)環境保全

【現況と課題】

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化やフロンガス等によるオゾン層の破壊などの地球環境問題が顕著となっており、なかでも、地球温暖化対策は、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書の批准により、世界各国が連携・協力して取り組んでいます。

そのため、企業はもとより、地方自治体においても、省資源・省エネルギー運動の展開など積極的な取り組みが求められています。

一方、都市化が進んだ現在、自然とのふれあいを求める市民ニーズの高まりや生物の生息・生育空間としての重要性から、身近な緑地や水辺環境の保全が課題となっています。

このような地球環境問題に対応するためには、行政はもとより、企業やNPO、個人などが、地球環境問題へのかかわり方を検討し、環境情報を共有するとともに、連携を強化し、協働で、環境保全に取り組んでいくことが重要です。

なかでも、環境教育の推進を通して、個人のモラルの向上や地球環境問題に対する意識の高揚を図ることが、環境保全に取り組むへの近道となります。また、市民の環境美化に対する意識の向上やクリーン作戦など市民の自主的な清掃活動の支援することで良好な生活環境を維持・充実していくことも必要です。

■ISO14001認証取得事業者数の状況（累計）

（単位：件）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業者数(事業者)	10	15	19	23	25

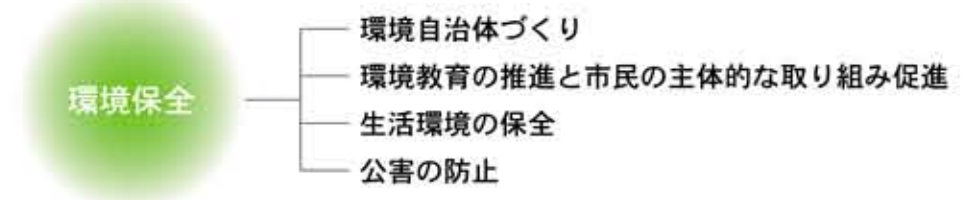
資料：生活環境部環境課

【基本方針】

地球環境問題に対する基本指針策定のもとに、自然環境の保全と快適な環境の創造に取り組むなど、環境への負荷の少ない持続的発展可能な循環型都市づくりや、自然環境と調和するまちづくりを進めます。市内事業所へのISOの普及を図り、ISO認証取得事業所数30件を目指します。

市民一人ひとりのモラルの向上、環境意識の高揚についても積極的に取り組みます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)環境自治体づくり

- ①市全体の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例に基づく環境基本計画を策定します。
- ②総社市公害防止条例を見直し、自然環境の保全と生活型公害の骨子となる環境保全条例を制定し、市内の特定地域に生息する希少生物の保護と市民意識の啓発、そして時代に則した生活型公害の防止対策を進めます。
- ③市自らも地域の有力な事業所として、他に率先して環境保全のために行動する指針となる「地球温暖化対策・総社市実行計画」を策定するとともに、温室効果ガスの削減等を進めます。
- ④本市における環境配慮施策の実施面での管理を行うため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの徹底を図ります。また、市内事業所へのISOの普及を図ります。
- ⑤地球温暖化対策として、新エネルギービジョンによる新エネルギーの導入検討を積極的に行うとともに、公用車に省エネルギーカーの導入や市民への普及を促進します。

(4)公害の防止

- ①大気汚染によるオキシダント情報を主とした岡山県環境情報システムや自動車騒音を測定する騒音計測システムなど環境情報システムの効率的な運用を図り、公害発生の予防に努めます。
- ②公害防止組織の整備や環境保全協定締結企業の拡大に努め、環境への負荷に対する意識の高揚を図ります。
- ③新規開発事業については、県条例に基づき、環境アセスメント（環境影響評価）の徹底を図るとともに、事業者に対する適切な指導に努めます。

【協働に向け期待される役割】

市 民	省資源・省エネルギー等の実践など
N P O 等	省資源・省エネルギー活動の普及啓発など
企 業 等	省資源・省エネルギー対策の推進など
行 政	環境基本計画の策定や新エネルギーの導入等、環境自治体づくりへの取り組みなど

(2)環境教育の推進と市民の主体的な取り組み促進

- ①自然保護や保全に関する写真展や講演会などを通して、環境問題への意識高揚を図るとともに、水辺の教室や自然学校などの環境教育の充実、こどもエコクラブの普及拡大を図ります。
- ②クリーン作戦などのボランティア活動や省資源・省エネルギー運動を積極的に展開し、美しいまちづくり運動を、市民が主体的に取り組むことができるよう、知識の向上と意識の啓発を行います。

(3)生活環境の保全

- ①空き缶等の投げ捨て、ペット公害、騒音、ごみの不法投棄など市民生活から発生する公害防止を図るため、広報活動等を強化し、市民意識の高揚を図ります。
- ②ペットの飼育マナーの向上のための広報活動等に努めるとともに、関係機関との連携によりごみの不法投棄の防止に努めます。
- ③水質汚濁防止のため、公共下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設の整備を推進し、家庭から排出される生活排水の浄化を図るとともに、児島湖流域においては水質浄化の啓発事業を推進します。
- ④法令で禁止されている野焼きについては、現場での指導や広報紙やホームページなどを通じ、防止を呼びかけます。
- ⑤道路、河川、水路等の公共施設の整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した工法を採用し、自然と調和した工事を進めるように努めます。
- ⑥岡山県快適な環境の確保に関する条例に基づき、岡山県など関係機関と連携し、落書きや空き缶等の投棄などの監視を行います。
- ⑦環境美化に対する市民意識の向上を図るため、あらゆる機会をとらえ市民に対する啓発活動を進めます。
- ⑧クリーン作戦等市民の自主的な環境美化活動を促すとともに、ごみ集積所の清掃をはじめ身近な生活環境の清掃活動等について呼びかけを行います。